

< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

コ⑩ レディーミクストコンクリート (A5308)
骨材を混合して使用する場合の管理方法について

2010年8月20日制定
2024年3月21日改訂
JIS登録認証機関協議会

設 問

1. 混合後の骨材で品質を確認する場合、混合して試験を行うのか、混合前の各骨材試験結果を基に計算上で検証すればよいか。
2. あらかじめ混合された骨材の場合において、混合前の各骨材の品質はどのように確認すればよいか。

解 釈

1. 混合前の各骨材の試験結果を合成計算、又は質量混合後に行う各試験結果による方法のいずれかで検証してもよい。
2. 混合場所としては、山元(採石場所)又は中継場所(荷揚げ地)で混合する方法がとられていることから、山元又は中継場所等混合している場所から、混合前の骨材を定期的にサンプリングして、骨材試験を実施する。

< 参考 >

- (1)レディーミクストコンクリートに使用できる骨材は、JIS A 5308 附属書 JA に規定される骨材だけである。
- (2)骨材の種類は、JIS A 5308の附属書JAの箇条JA.2に示され、碎石及び砕砂、スラグ骨材、人工軽量骨材、再生骨材H、砂利及び砂に分けられている。同一種類、異種類の骨材はこの骨材の種類で判断する。
- (3)アルカリシリカ反応性は、混合前の各々の骨材について、それぞれ試験を行い、その他の品質は、JIS A 5308の附属書JAの箇条JA.9.2及びJA.9.3による。
- (4)あらかじめ混合された骨材の使用者は、骨材の質量混合割合を配合計画書「産地又は品名」欄に記載する。

以上